

# 市からの連絡帳

## 年金を受けている方が亡くなられたときは届け出が必要です

年金を受けている方が亡くなられたときは、市区町村役場へ戸籍関係の届け出とは別に、武蔵野社会保険事務所へも「年金受給権者死亡届」が必要になります。また、年金は亡くなられた日の属する月まで支払われますので、未払いの年金がある場合は「未支給年金・保険給付請求書」もあわせて提出が必要です。

未払いの年金については、受けられる遺族の範囲があり、年金を受けていた方の死亡当時、生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順となっています。なお、「年金受給権者死亡届」の提出が遅れると年金がそのまま支払われ、後日、遺族の方より、過払いの年金を返納するようになりますのでご注意ください。

死亡届や未支給年金の請求に関するお問い合わせは、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)へ I P電話・PHSからは(☎03-6700-1165) 武蔵野社会保険事務所(☎0422-56-1411) 健康年金課(☎460-9825)

### 子育て

#### 子・乳医療費助成

##### ◆現況届

現在子・乳医療証をお持ちの方は、公簿で所得状況などを確認できる場合に「現況届」を省略します。

ただし、次に該当する方には、8月初旬に「現況届」を送ります。

平成20年度の所得の確認ができない方(平成20年1月2日以降の転入者で平成20年度所得証明書未提出の方) 申請者が市外に住民登録をされている方 外国人登録者(永住者以外の方) その他現況確認できない方

なお、申請時に届けた事項に変更があり、まだ「変更届」を提出していない方は至急手続きをしてください。

子育て支援課(☎460-9840)



#### 乳幼児医療費助成

未就学児全員の方(6歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さん)を対象に医療費助成を行っています。この制度を利用されていないお子さんの保護者の方は、申請してください。

対象要件 市内に在住の健康保険に加入している乳幼児(平成14年4月2日生まれ以降)の保護者の方 所得制限はありません。

助成範囲 乳幼児が保険診療を受

けたときの自己負担金額

健康診断、入院時食事代、薬容器代は助成対象外です。

助成期間 10月1日～平成21年9月30日

10月1日以降の申請の場合は申請日から対象です。期間内に受給要件を失ったときはその前日までです。

申請に必要なもの 印鑑 お子さんの加入している健康保険が確認できるもの 申請者の健康保険証の写し、または年金加入証明書 平成20年度所得証明書(平成20年1月2日以降に転入した方) その他必要書類

すでに子育て支援課へ提出されている方は、 は必要ありません。

申請場所 子育て支援課(田無庁舎1階) 市民課総合窓口係(保谷庁舎1階) 子育て支援課(☎460-9840)

#### 義務教育就学児医療費助成

対象要件 市内に在住の健康保険に加入している児童(平成5年4月2日生まれ～平成14年4月1日生まれ)の保護者で下表の所得制限額未満の方

昨年、所得超過の方も、下表を確認して申請してください。

助成範囲 児童が保険診療を受けたときの医療費の自己負担金額の3分の1

健康診断、食事療養標準負担額、薬の容器代などは助成対象外です。

助成期間 10月1日～平成21年9月30日

10月1日以降の申請の場合は申請日から対象です(期間内に要件を失ったときはその前日まで。義務教育修了の児童は3月31日まで)。

申請に必要なもの 印鑑 児童の加入している健康保険が確認できるもの 申請者の健康保険証の写し、または年金加入証明書 平成20年度所得証明書(平成20年1月2日以降転入した方) その他必要書類

すでに子育て支援課へ提出されている方は、 は必要ありません。

申請場所 子育て支援課(田無庁舎1階) 市民課総合窓口係(保谷庁舎1階) 子育て支援課(☎460-9840)

平成20年度所得制限額(平成19年中の所得額および扶養人数)

申請者の加入年金の種類	
国民年金加入者および未加入者	
0人	4,600,000円
1人	4,980,000円
2人	5,360,000円
3人	5,740,000円
4人以上	1人について、38万円を加算した額
国民年金加入者以外の年金加入者	
0人	5,320,000円
1人	5,700,000円
2人	6,080,000円
3人	6,460,000円
4人以上	1人について、38万円を加算した額

所得とは、給与所得者は給与所得控除後の金額、確定申告者の方は収入額から必要経費を引いた金額です。所得から次のものを控除して、所得制限額を確認してください。 社会保険料一律8万円 特別障害者40万円 障害・勤労学生・寡婦(夫)27万円 老人扶養親族・老人配偶者6万円 寡婦特別控除8万円 雑損控除額・医療費控除額・小規模企業共済等掛金控除額の相当額

### 福祉

#### 「障害者自立支援法」利用者負担が見直されました

平成18年4月に施行された障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置が7月にあり、利用者負担の見直しが行なわれました。

今回の見直しでは、低所得1・2(非課税世帯)の居宅・通所サービスに係る月額負担上限額をさらに軽減するとともに、成人の障害者について、月額負担上限額を算定する際の所得段階区分を、「住民票の世帯単位」から「個人単位(本人と配偶者のみ)」となりました。

また、障害児を抱える世帯の負担軽減措置の対象となる課税世帯の範囲を市民税所得割額16万円未満から28万円未満に拡大し、あわせて低所得1・2(非課税世帯)および一般世帯(市民税所得割額16万円未満)に係る月額負担上限額をさらに軽減することとなりました。

障害福祉課(☎438-4034)

### まちづくり

#### 第1回「地域福祉計画」地区懇談会を開催

地域福祉計画策定にあたり、市内を4つの日常圏域に分け、それぞれの地域ごとに抱えている問題・課題をお聞きして、地区別計画を検討するため、地区別懇談会を開催します。今年度中に各地区3～4回の懇談会を予定しています。

生活福祉課(☎内線2311)

日程	場所	対象
7月28日(月)	住吉会館(ルビナス)	田無町、保谷町、北原町、泉町、住吉町
7月29日(火)	ふれあいセンター	東町、中町、富士町、ひばりが丘北、北町、栄町、下保谷
7月30日(水)	西原総合教育施設	西原町、芝久保町、緑町、谷戸町、ひばりが丘
7月31日(木)	向台地区会館	新町、柳沢、東伏見、南町、向台町

開催時間は各圏域とも午後6時30分～8時30分

#### あなたの声を...

#### 「(仮称)芝久保町三丁目公園の整備」・「北宮ノ脇公園の整備」について意見募集

環境にやさしいまちづくりの一環として、公園の整備を行います。そこで、市民の皆さんから公園の整備に関するご意見などを伺うため、懇談会を開催します。また、郵送、Eメールでもご意見をお待ちしています。

< 仮称 芝久保町三丁目公園 >

所在地 芝久保町3-19 面積 約2,500㎡

##### ◆懇談会

時 7月23日(水)

午後7時～8時30分

場 芝久保地区会館

##### ◆整備に関する意見募集

住所・氏名・案件を明記し、7月15日(火)～8月31日(日 必着)の間に、郵送またはメールで提出してください。

郵送先 〒202-8555 市役所みどり公園課

☒ kouen@city.nishitokyo.lg.jp

みどり公園課(☎438-4045)

#### ペDESTリアンデッキ工事を開始

保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業では駅舎と再開発ビル(I・II街区)を橋上で接続するペDESTリアンデッキ(かさ上げ式交通広場)工事を進めています。おおむね7月中旬～8月中旬で試掘および埋設物などの移設工事を進め、その後本体工事を進めます。

近隣および駅利用者などの皆さんにはご迷惑をおかけしますが、安全を確保しながら工事を進めていきますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

再開発課(☎438-1711)

#### みどりに包まれたまち「西東京」

豊かなみどりは、人に潤いと安らぎを与えるだけでなく、地球温暖化への対策として二酸化炭素の削減や気温の上昇を防ぐなど自然環境の健全化に有効な機能を有するほかに美しい都市景観の創出、生態系の保全への寄与など多様な役割を担っています。

市内には、屋敷林や保存樹木、生垣など多くの樹木がありますが、みどりに被われた土地が年々減少しています。

次の世代に豊かなみどりを伝えるために、みどりの保全と確保にご理解とご協力をお願いします。

また、自宅でみどりに親しむことのできる樹木や花を植えるなど、新たなみどりを創出するための取り組みをお願いします。

みどり公園課(☎438-4045)

